大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みについて

○地域密着型市民啓発事業

「人権が尊重されるまち」の実現に向けて、大阪市人権啓発推進員（※）の育成を図る。

※大阪市人権啓発推進員
本市の人権啓発その他の人権施策に関する業務を委託する大阪市人権啓発推進員制度により、708 名（令和 6 年 1 月末）の市民等に市長から委嘱しており、地域に根ざした啓発活動を各区と協働して展開している。

（事業目的） 人権啓発活動の担い手として活動する人権啓発推進員が、当事業の研修会を通じて習得する知識・スキル等を活用することにより、各区・地域の啓発活動においてより一層活躍し、人権啓発の一翼を担うよう、人材の育成をめざす。

（取組み方向） ・効果的な研修内容となるよう、研修手法やテーマを設定するとともに、開催日程や時間帯を工夫し、参加率の向上に繋げる。
・人権啓発推進員のモチベーションの向上等を図るため、人権情報誌「KOKORO ねっと」やホームページ、フェイスブック等を活用し、人権啓発推進員制度や各区・地域の活動事例等について積極的に紹介し広報を行う。

（事業の目標） 各研修受講者へのアンケートでの「役に立った」及び「活用できる」評価：85%以上

（事業の目標達成状況） 各研修受講者へのアンケートにおける「役に立つ」評価：87.7%、「活用できる」評価：85.4% （令和 6 年 1 月末現在）

事業名	研修名等	実施時期	事業内容
人権啓発推進員の育成事業	新任推進員対象の基礎的な人権知識及び傾聴・会話方法等の習得を目的とした研修（養成研修）	第 1 講義 ①10 月 5 日夜 ②10 月 16 日昼 第 2 講義 ①10 月 23 日夜 ②10 月 30 日昼	・新任推進員対象の基礎的研修 新たに就任した推進員を対象に基礎的な人権問題の知識や傾聴・会話手法等について習得するとともに推進員の任務・役割等について理解を深めることを目的に実施。 [第 1 講義]「人権って何？ 基礎的な人権課題の知識」 講師：北野 真由美 氏 （特定非営利活動法人えんぱわめんと堺/ES 代表） 参加者：23 名 [第 2 講義]「傾聴力・コミュニケーション力を高めよう」 講師：瓜生 稔 氏 （株式会社ヒューマンラボ 代表取締役） 参加者：18 名
	全推進員対象の今日的な人権課題に対する知識等習得を目的とした研修（全体研修）	講座 1 11 月 9 日昼 講座 2 11 月 14 日昼 講座 3 11 月 16 日夜 講座 4 11 月 27 日昼	・推進員の知識習得を目的とした研修 全推進員を対象に地域において人権啓発活動等を実施するために必要とされる、地域が抱える今日的な人権課題に対する知識や取組方法の習得を目的に、テーマの異なる研修を計 4 回実施。 講座 1「インターネットと人権」 講師：吉田 恵子 氏 （パソコンボランティア Wing 代表） 参加者数：81 名 講座 2「こどもをめぐる人権」 講師：石川 千明 氏 （NPO 法人奈良地域の学び推進機構） 参加者数：61 名 講座 3「障がいのある人をめぐる人権～発達障害～」 講師：井上 芳子 氏 （大阪市立発達障がい者支援センター エルムおおさか所長） 参加者数：51 名 講座 4「同和問題（部落差別）」 講師：内田 龍史 氏 （関西大学 社会学部 社会学専攻教授） 参加者数：32 名

	各地域におけるリーダー的推進員の養成を目的とした研修 （リーダー養成研修）	第1回 12月4日昼 第2回 12月6日夜 第3回 12月14日昼	・リーダーの養成を目的とした研修 各地域（小学校区等）で代表する推進員1名を対象として地域における推進員活動の中心的役割を担えるリーダーの養成を行うため、必要となるファシリテート力、相談への対応力などのスキルアップを行うことを目的に実施。 講演テーマ：活動力を高めよう！ 講師：栗本 敦子 氏 （Facilitator's LABO〈えふらぼ〉 参加者数：70名
	全推進員対象の情報共有による人権啓発事業等の企画・実行手法習得を目的とした研修 （情報共有研修）	講座1 1月11日夜 講座2 1月15日昼 講座3 1月18日昼 講座4 1月19日昼	・推進員間の情報共有等を目的とした研修 全推進員を対象にそれぞれが行っている啓発活動等について、互いの経験・情報を共有する場を設定し、推進員の任務と役割のより一層の浸透及び理解度の向上を図り、区役所との連携・協力による効果的な啓発活動・手法の習得を目的に実施。 講演テーマ：各地域での推進員の活動を知り、今後の活動に活かそう！ ファシリテーター：小林 竜子 氏 （（一財）大阪市ｺﾐｭﾆﾃｨ協会 都市ｺﾐｭﾆﾃｨ研究室 研究員） 参加者数：188名
	人権に関する資料等の提供	随時	推進員活動に必要な情報の提供をするため、人権啓発情報誌「KOKORO ねっと」等を送付。

○市民啓発広報事業

さまざまな媒体を活用し、市民に人権問題への理解を深めていただけるよう広報を行う。

●啓発用 DVD による人権啓発

（事業目的）　人権問題に関する啓発用 DVD を購入し、広く市民等に貸し出しを行うことにより、市民の人権への関心と人権意識の向上を図る。

（取組み方向）　・利用者の要望等や時宜を勘案しながら、新たなジャンルを含め選定・購入する。
・利用者の拡大やリピーターの確保に向け、ホームページに加え、人権啓発情報誌「KOKORO ねっと」、フェイスブック等を活用し、幅広い広報に努める。

（事業の目標）　啓発用 DVD 利用者へのアンケートにおける「役に立った」評価：85%以上
（事業の目標達成状況）啓発用 DVD 利用者へのアンケートにおける「役に立った」評価：97.4%

事業名	実施時期	事業内容
啓発用 DVD の購入 及び 啓発資料の作成	随時	・啓発用 DVD の保有数計：295 作品（令和 6 年 1 月現在） （内訳）　女性　……　10 作品 高齢者　……　13 作品 こども　……　14 作品 障がいのある人　……　27 作品 外国人　……　5 作品 同和問題（部落差別）……　35 作品 職場・企業における人権　……　87 作品 LGBT などの性的少数者・ジェンダー　10 作品 さまざまな人権課題（犯罪被害者、ハンセン病、人権一般）……　52 作品 いじめ（こども向け）　……　11 作品 インターネットの使い方（こども向け）　19 作品 その他（こども向け）　……　12 作品 ［令和 4 年度映像ソフト購入等実績］　17 作品 ［令和 5 年度実績］（令和 6 年 1 月末現在） 貸出しソフト本数 ：　444 本 視聴（延べ）人数 ：　12,429 人

●人権啓発情報誌の発行

（事業目的）　人権啓発情報誌によりさまざまな人権問題や啓発事業等に関する情報発信を行うことにより、市民の人権への関心と人権意識の向上を図る。

（取組み方向）　若者層や地域レベルでの人権の取組みを掲載するなど、誌面内容の充実を図るほか ICT を活用して読者層のすそ野を広げるよう取り組んでいく。

（事業の目標）　読者アンケートにおける「役に立った」評価：85%以上

（事業の目標達成状況）

読者アンケートにおける「役に立った」評価：93.2%（第 53 号、特別号、第 54 号）

事業名	実施時期	事業内容
人権啓発情報誌の発行	6 月 9 月 12 月 3 月	・「大阪市人権だより KOKORO ねっと」を年間 4 回発行（6・9・12・3 月）。 ・6 月・12 月・3 月は各 14,000 部作成。9 月は小学 6 年生児童向けに「インターネットの使い方」を題材にし、37,000 部作成。 ・若年層が利用する ICT を効果的に活用し発信。 ・本市関係施設、Osaka Metro 地下鉄駅等へ配架。市ホームページにも掲載。 ・音訳版を作成し、希望者に送付。 ・特集テーマ　ダイバーシティの観点から 第 53 号（R5. 6 月）「ジェンダー平等について考える」 特別号　（R5. 9 月）「インターネットの使い方」 第 54 号（R5.12 月）「出会い、学び、語り継ぐハンセン病問題」 第 55 号（R6. 3 月）「障害者差別解消法」の改正について （第 53 号） （特別号） （第 54 号）

●人権ユニバーサル事業

（事業目的）　若年層に焦点をあてた啓発を実施し、「外国人」や「障がいのある人」「性的指向・性自認（性同一性）」についての理解を深める。

（取組み方向）　「外国人」や「障がいのある人」又は「性的指向・性自認（性同一性）」など、誰もが自分らしく生きられる社会の実現にむけ、これらの人々が抱える問題についての気づきを促し、考えることができるような動画を作成し、区役所等市内施設等での放映を行う。

（事業の目標）　啓発事業参加者アンケートにおいて「人権問題への理解に役立った」85%以上

（事業の目標達成状況）未集計

事業名	実施時期	事業内容
令和５年度人権ユニバーサル事業 （人権啓発広報用動画制作事業）	R5 年 10 月 10 日 ～R6 年 1 月 31 日	若年層を対象に外国人の人権課題に関して理解を深めるため、人権感覚や感性を体得できる、啓発動画を制作する。 令和５年度広報用動画 （「外国人」人権課題として作成）

○参加･参画型事業

市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供する。

●人権に関する作品募集事業

（事業目的）　広く市民（とりわけ人権への関心を高める必要がある若年層）を対象に、人権に関する作品の創作活動を通じて人権意識の醸成を図るとともに、入選作品を啓発・広報事業へ活用することにより、幅広く市民への啓発をめざす。

（取組み方向）　・小中高校生及び一般の方を対象に、キャッチコピーを募集し、優秀作品を人権啓発の広報物等に活用する。
・これまでのポスター等のデザインなどの優秀作品と融合させてポスター化等を行い活用する。

（事業の目標）　キャッチコピー応募数　……　6,700 件（過去 3 年の平均）以上。

（事業の目標達成状況）　キャッチコピー応募数　……　4,880 件

事業名	実施時期	事業内容
人権に関する作品募集事業	[作品募集] 9 月 26 日～ 10 月 31 日 [表彰式] 3 月 10 日予定	●応募作品数　計 4,880 作品（4 年度応募作品数 5,389 作品） 内訳　小学生（低学年）…　1,494 小学生（高学年）…　1,824 中学生　……　1,004 高校生　……　338 一般　……　220 ●入選作品数　計 70 作品 内訳 全区分：大阪市長賞 1 特別奨励賞 1 優秀賞 5 佳作 7 ●表彰式　大阪市内で実施予定 （令和 4 年度作成 ポスター） （区広報紙での活用）

●人権の花運動

（事業目的）　小学校の児童等が協力し合って花を育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重を育み、より豊かな人権感覚を身につけてもらう。

（取組み方向）　全国一斉に国の基本方針に沿って、人権啓発活動地域ネットワーク協議会事業として実施されており、継続して実施していく。

（事業の目標）　実施校へのアンケートにおける「児童の人権に対する関心や理解は深まった」評価：85%以上

（事業の目標達成状況）　未集計

事業名	実施時期	事業内容
人権の花運動	9月～翌年3月	・主催　人権啓発活動地域ネットワーク協議会 （大阪市、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等） ・対象　市内小学校25校 ・内容　・各校に花の球根、プランター、培養土等を配付して児童により花を育成 ・各校を担当する人権擁護委員が球根の植え付けを一緒に実施 ・人権擁護委員が植え付け時や開花時期等に人権講話や映像ソフト等を用いた人権教室を開催

● Ｊリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業

（事業目的）　青少年などが興味のあるサッカーゲームの場を活用した啓発活動を実施することにより、青少年などをターゲットとした人権への関心と人権意識の向上をめざす。

（取組み方向）　全国一斉に国の基本方針に沿って、人権啓発活動地域ネットワーク協議会事業として実施されており、継続して実施していく。

（事業の目標）　スタジアム啓発イベント実施ゲームでの来場者へのアンケートにおける「人権問題への関心が深まった」の評価 85%以上。

（事業目標の達成状況）

スタジアム啓発イベント実施ゲームでの来場者へのアンケートにおける「人権問題への関心が深まった」の評価 97.8%

<table>
<tr><th>事業名</th><th>実施時期</th><th>事業内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">Ｊリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業</td><td>4 月～翌年 3 月</td><td>ホームゲーム 17 試合のハーフタイムに、電光掲示板に人権啓発スポット広告（選手による「いじめＮＯ！」メッセージ）を各 30 秒放映。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">11 月 25 日</td><td>公式戦ホームゲームにおける人権啓発活動
・場所　ヨドコウ桜スタジアム
・内容　こどもによる人権サポーター宣言の実施、啓発横断幕を持っての場内周回、啓発物品の配布など

 </td></tr>
<tr><td>小学生を対象にサッカー教室等を開催し、こどもが楽しく人権を学ぶ機会を提供する。（33 名参加）

 </td></tr>
</table>

○企業啓発推進事業

企業・事業者等における人権啓発や人権研修への支援に取り組む。

（事業目的）　企業市民である企業・事業所等の事業主、従業員等の人権意識の向上と各種研修会で習得した知識等の活用をめざす。

（取組み方向）効果的な研修内容となるようなテーマや講師選定を行い、参加者の拡大に繋げる。

（事業の目標）各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」及び「活用できる」評価：85%以上

（事業目標の達成状況）

各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」評価：96.7%（令和 5 年 12 月末現在）
各研修受講者へのアンケートにおける「活用できる」評価：91.7%（令和 5 年 12 月末現在）

事業名 / 研修名等		実施時期	事業内容
企業啓発支援事業	人権啓発基礎講座	第 1 回 6 月 19 日～7 月 7 日（オンライン） 第 2 回 7 月 12 日	企業・事業所内で人権啓発を企画実施する新任人権啓発担当者等を対象に、人権啓発担当者として必要な基礎知識の習得と人権感覚を高めることを目的に実施（全 2 回）。 第 1 回　「企業と人権について学ぶ」 大阪企業人権推進協議会　芝本　正明 氏 参加者：535 名 第 2 回　「変容する現代社会の部落差別」 大阪公立大学　人権問題研究センター／ 大学院都市経営研究科教授　阿久澤 麻理子 氏 参加者：155 名
	人権啓発スキルアップ講座	第 1 回 8 月 7 日～25 日（オンライン） 第 2 回 11 月 30 日	人権啓発研修等のスキルアップをめざす従業員や管理職等を対象に、社内における人権研修の実施手法等、より実践的なスキルを習得することを目的に実施（全 2 回） 第 1 回 第 1 部「企業の社会的責任と人権」 第 2 部「職場のハラスメントの理解と防止に向けて」 大阪企業人権推進協議会サポートセンター長 芝本 正明 氏 参加者：315 名 第 2 回 第 1 部　①メンタルヘルスとストレスの基礎知識 ②メンタルヘルス不調への気づき 第 2 部　③管理職に必要な　～ラインケア～ 全社員に必要な　～セルフケア～ ④ストレスへの対処・予防 ⑤ストレスチェックの活用＆相談すること 公益財団法人 21 世紀職業財団 客員講師　猪熊 康二 氏 参加者：130 名

	経営層 人権啓発 講座	9月15日 10月10日～27日 （9月15日録画分 のオンライン）	事業主・経営者層を対象として、CSRの観点から最新の人権課題や人権に関する法制度の動向、ダイバーシティマネジメントの意義・重要性についての理解を深めることを目的として実施。 講演1 SDGsの現状と課題 ～折り返し地点をむかえて見えてきたもの～ 一般社団法人SDGs市民社会ネットワーク 理事・事務局長　新田 英里子 氏 講演2 進化するＡＩ（人工知能）の展望と懸念 ～チャットGPTが社会に与える影響について～ 近畿大学人権問題研究所　主任教授　北口 末広 氏 参加者：116名（対面）、278名（オンライン）
	労務･人権 啓発講座	Aブロック 10月31日 B ブロック 12月4日～ 22日（オンライン） C ブロック 11月6日～ 24日（オンライン） Dブロック 1月18日 Eブロック 2月7日	管理責任を求められる労務・人権担当の管理職等を対象に、同和問題（部落差別）に関する人権課題、職場での女性活躍促進の課題、LGBT等の性的少数者に関する人権課題など、社会的に関心が高い人権課題について、対応策・防止策等に関する専門的な知識を習得することを目的に市内を5つのブロックに分割し、それぞれで実施（全5回）。 ・Aブロック講座 講演1 事例にみる女性活躍推進のための職場のハラスメント対策 弁護士・後楽園フィリア法律事務所　大崎 美生 氏 講演2 やる気を引き出すコミュニケーションスキルPEP TALK！ 一般財団法人日本ペップトーク普及協会 認定ファシリテーター／有限会社ビジネス・パートナー・オフィス 代表取締役　桑野 里美 氏 参加者：151名 ・Bブロック講座 講演1 LGBTQに関する基礎知識と職場における対応 特定非営利活動法人カラフルブランケッツ 理事長　井上 ひとみ 氏 講演2 インターネット上での部落差別 ～「全国部落調査」復刻出版差止等請求事件を中心に検討する～ 大阪弁護士会　弁護士　中井 雅人 氏 参加者：369名

			・C ブロック講座 講演 1 障害者差別解消法の改正を踏まえ、 企業に求められる対応について 大阪公立大学ほか非常勤講師　松波 めぐみ 氏 講演 2 ビジネスと人権～企業に求められる取組～ ヒヤマ・クボタ法律事務所弁護士・米国ニューヨーク州弁護士 檜山 洋子 氏 参加者：341 名 ・D ブロック講座 講演 1 日本社会と外国人労働者 株式会社コモンセンス代表　望月 優大 氏 講演 2 ハラスメントを起こさない為に ～コミュニケーションによる予防法～ オフィス・コミュニケーションズ代表　上野 大照 氏 参加者：128 名 ・E ブロック講座 講演 1 部落問題の現状と人権教育・啓発の課題 ～部落問題をどう語り、伝えるのか～ 関西大学名誉教授　石元 清英 氏 講演 2 アンコンシャス・バイアスについて ～アンコンシャス・バイアスを自覚し、誰もが活躍する職場に～ 公益財団法人 21 世紀職業財団 客員講師 松好 登紀子 氏 参加者：集計中

●人権啓発事業効果検証

（事業目的）　人権啓発・相談センターの実施事業について、外部の学識経験者及び専門家から個別に意見聴取を行うことを通じて、厳密な効果検証を行い、ＰＤＣＡサイクルの徹底を図り、より効果的・効率的な事業となるよう改善を図る。

（実施予定）　令和６年３月７日（木）

（助 言 者）　人権に関する高度な専門的な知識経験を有し、人権の視点からの事業の在り方等に関し意見を述べていただける方（２名）

（参 考）

令和４年度事業
実施日　令和５年３月 22 日 助言者：神戸大学名誉教授　坂元 茂樹 氏 大阪市教育委員会事務局　指導部　首席指導主事　冨士浜 真二 氏
【主な意見等】
◇人権啓発情報誌について 多くの人に見てもらえるよう、発行回数を４回に増やしたことはよかった。また小学生向けの号について、事例を示しあえて正解を明示せず、それぞれの立場に立って考え・記入できるなど、現在の方式が良いと考えられる。
◇企業啓発推進事業について 国において、「ビジネスと人権に関する行動計画」が策定され、強制労働の問題が大きなテーマとなっている。技能実習生の問題はこれまでも中小企業で起きていたが、昨年は大企業でも発生した。企業のリスクマネジメントとして関心が高いことから、経営者層向けに取り上げるのはよいと思う。
＜対応＞ 令和４年度の経営層講座で「外国人労働者受け入れの現状と課題～人権の視点から考える～」をテーマに、また人事・労務担当の管理職向け講座で「外国人の人権～職場における外国人差別と人権侵害をなくすために～」をテーマに実施した。令和５年度は「日本社会と外国人労働者」をテーマに実施済。
◇児童に対する啓発等について こどもの「意見表明権」を踏まえ、「これは規則だから」とこどもに対し説明するのではなく、なぜそう決まっているのかといった理由をきちんと説明し、対話を行うというように変えていかないといけない。より丁寧さが必要になってくる。
◇人権啓発事業等について パワーハラスメントは、人間関係のこじれからくるものも多く、また、どういった言動がハラスメントになるのか教えてほしいという相談がある。これは、マイクロアグレッション（自覚のない偏見）からきており、自分が気づいていない偏見意識について気づけるような啓発が大切である。
◇その他 ・令和５年４月１日に「こども基本法」が施行されるが、それを大人がどのように捉え理解し、これまでの社会や文化をどのように繋げていくのか、今後、価値観の見直しなども必要となる。 ・こどもの権利条約を批准し 29 年になるが、ようやくこども基本法が作られた。こどもの権利を尊重するということがどういうことかを対話をしながら順守しなければいけない。